

平成 31 (2019) 年度 東北大学法科大学院入学試験
一般選抜（後期）・学部 3 年次生特別選抜（既修）
試験科目：民事法（民事訴訟法）

以下の各間に答えなさい。

原告 X は、2016 年 10 月 1 日、甲駅から被告 Y の運転する個人タクシーに乗客として乗車し自宅に帰ろうとしたが、タクシーが Y の居眠り運転のため道路脇の電柱に激突し大破、X も全治 3 ヶ月の重傷を負った。翌年 2 月末に X は、Y を相手取り、債務不履行に基づく損害賠償を求めて訴えを提起した。X に発生した損害額は治療費、逸失利益その他を含めて総額 1 億円であったが、X の提出した訴状における請求の趣旨欄には、「被告 Y は、原告 X に対し、全損害 1 億円の内金 3000 万円を支払え」と記載されていた。

1. 本件訴訟の対象（訴訟物）は何か。

2. 2017 年 4 月に開かれた第 1 回口頭弁論に X は出席したが、Y は欠席したため、裁判所は弁論を終結し、X の請求を全部認容する判決をした。この判決は、Y の控訴もなく、同年 4 月 26 日に確定した（前訴確定判決）。

そこで、X は、同年 5 月 30 日、再び Y を相手取り、同じく債務不履行に基づき残部である 7000 万円の損害賠償を求めて訴えを提起した。同年 7 月 18 日に開かれた第 1 回口頭弁論に出席した Y は、本件請求は、前訴確定判決の既判力により許されないと述べた。

この Y の主張は正当か。

3. 上記 2 とは異なり、第 1 回口頭弁論に Y は出席し、主張立証を尽くした。審理の結果、裁判所は、本件訴訟において認定できる損害賠償の金額は 2500 万円であるとして、X の請求を一部認容する判決をした。この判決は、X、Y の控訴もなく、同年 10 月 25 日に確定した。

X は、同年 11 月 7 日、再び Y を相手取り、同じく債務不履行に基づき残部である 7000 万円の損害賠償を求めて訴えを提起した。

裁判所は、この残部の訴訟につき、どのように処理すべきか。